



令和 5 年 4 月 20 日
水管理・国土保全局河川環境課

令和5年度「かわまちづくり計画」の募集開始！ ～河川空間を活用した地域の賑わい創出を支援します～

- 河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な水辺空間の形成を目指し、今年度も、実施体制が確立され、実現性が高く、熱意にあふれた「かわまちづくり計画」を募集します。
- 登録された「かわまちづくり計画」に対し、河川管理者は、「かわまちづくり」支援制度に基づき、ハード・ソフト面で支援を行います。

《かわまちづくり》

地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組です。国土交通省では、かわまちづくりを促進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、河川管理者がハード・ソフト面で支援を行っています（別紙1、2）。

（令和4年度末時点で252地区の「かわまちづくり計画」を登録済）

《申請概要》

1. 申請受付締切：令和5年6月16日（金） 17：00必着
2. 申請方法：申請様式を、申請地区所管の地方整備局等専用窓口へ提出

※申請様式や申請方法の詳細は、かわまちづくり申請地区所管の地方整備局等専用窓口（別紙3）にお尋ねください。

※計画の作成を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。

《かわまちづくりウェブサイト》

全国各地の取組はこちらに掲載しています。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

添付資料

- 別紙1-1 「かわまちづくり」支援制度の概要
- 別紙1-2 令和4年度「かわまち大賞」受賞箇所を取組及び評価
- 別紙2 「かわまちづくり」支援制度実施要綱
- 別紙3 「かわまちづくり計画」の作成等に関する専用窓口



【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 課長補佐 宮川、係長 坂本
TEL：03-5253-8111（内線35-432、35-433）、03-5253-8447（直通）

(別紙1-1)かわまちづくり支援制度の概要

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す。(令和4年8月時点:252地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
(道頓堀川/大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営(信濃川/新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)



もりおかちく

盛岡地区かわまちづくり

【題名】 住民参加の「かわ」の活用 ～観光客数も着実に増加～
【河川】 北上川水系・北上川・中津川（一級河川）



かわまちづくりの概要

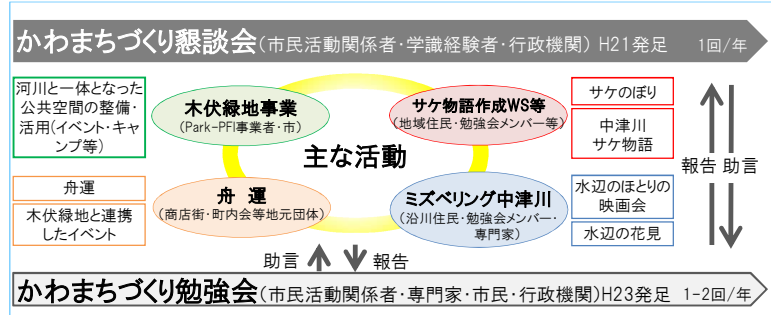
- 中心市街地の活性化が急務となっている中で、市内中心部を流れ、歴史的に市民に親しまれており、良好な観光資源でもある北上川、中津川の河川空間を活用することで、まちなかの賑わい創出や伝統的な行事など観光振興に繋げる多くの取組を市民、地域団体、民間、国、市が連携し実施している。
- 河川空間の整備にあたり、地元や民間事業者等の「まちづくりの視点」を取り入れ利用者の意見を反映することにより、コロナ禍においても「水際の居場所」としての開放的な空間が確保され、多くの市民に親しまれている。
- 北上川に新しい船着場を活用した舟運の本格運航に向けて「かわ」と「まち」を結んだ新たな取組をしている。

評価のポイント

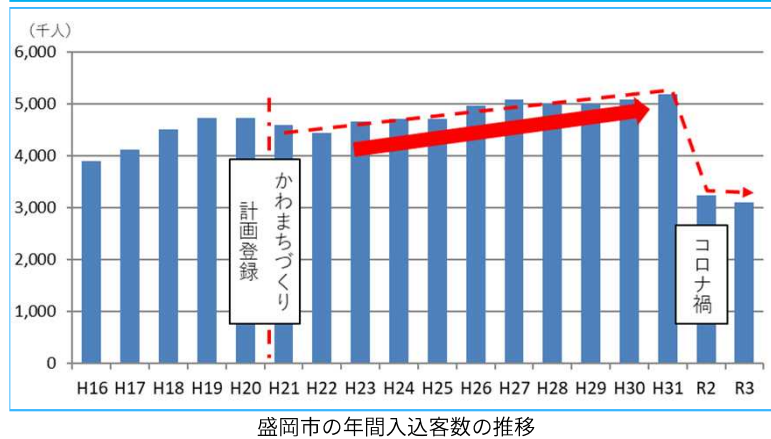
- 北上川沿いの木伏緑地においては、東北地方初となる民間資金を活用した公園整備（Park-PFI）と併せ、河川空間を一体的に再整備することで、「かわ」と「まち」との一体的な賑わいを創出できており、まちなかへの波及効果が出ていると評価できる。
- 木伏緑地運営者や中津川でのミズベリング検討会など、活動主体が新たに広がり、地域住民や民間事業者等による組織の活動が継続的に発展していると評価できる。

体制

・推進主体：盛岡地区かわまちづくり懇談会



効果



問合せ先：盛岡市都市整備部公園みどり課

TEL：019-651-4111

E-Mail：kouen@city.morioka.iwate.jp



いしのまき ちく

石巻地区かわまちづくり

【題名】かわと共に発展する石巻市のまちづくり

【河川】北上川水系・旧北上川（一級河川）



かわまちづくりの概要

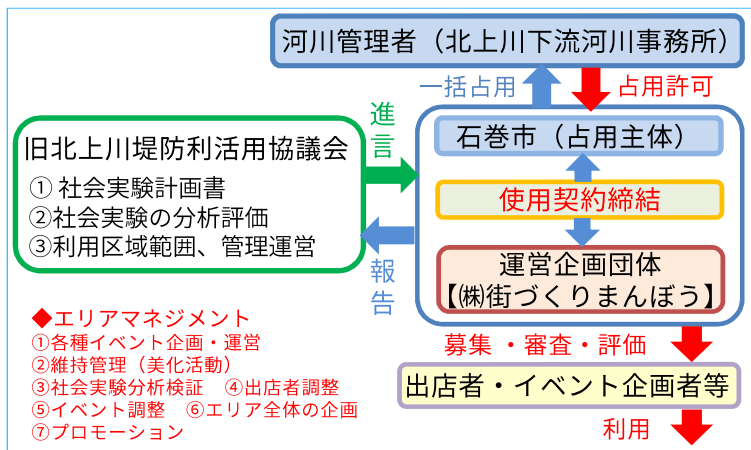
- 東日本大震災後の復興まちづくりとして無堤部区間への堤防整備とあわせてかわまちづくりを実施し、市街地に隣接する区間では堤防天端を拡幅し、愛称「かわまちオープンパーク」として定期的にイベントを開催し、堤防上にキッチンカーが出店する等、新たな観光・交流拠点の場となっている。
- 堤防に隣接する「いしのまき元気いちば」は、堤防背面に盛土と直立擁壁を設置することで、最大17m幅の「堤防一体空間」を創出しており、堤防から隣接する商業施設の2階部分に直接出入りできる。

評価のポイント

- 震災直前に策定したかわまちづくり構想を継承し、河川堤防上の利活用に配慮した整備のほか、様々な関係主体がかわまちづくりのプロセスに参画しているなど、かわとまちをつなげた賑わい・憩いの水辺づくりは高く評価できる。また、施設の構造的に優れたデザインの高さ、石や素材の選び方など、細部にまで様々な工夫が施されていると評価できる。
- 元気いちばは観光客だけでなく、市民にも日常的に利用されており、背後の復興公営住宅や民営住宅の整備と併せて河川空間が整備されたことで、まちへの波及効果も大きい。かわまちづくりの取組が復興まちづくりに大きく寄与していると評価できる。

体制

- 推進主体：旧北上川河口かわまちづくり検討会、旧北上川堤防利活用協議会、旧北上川水面利用者協議会



管理運営体制図

効果



石巻市全体観光客入込数推移

問合せ先：石巻市河川港湾高規格道路整備推進課

TEL：0225-95-1111 E-Mail：ishwpromo@city.ishinomaki.lg.jp

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成28年5月30日国水政第33号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合した賑わいある良好な河川空間を創出するために、治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで地域活性化に寄与する河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) 推進体制
 - (4) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (5) 維持管理計画
 - (6) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5力年で積極的に推進する。

第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未策定河川については、工事实施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第12 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第13 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. 民間事業者が推進主体となり、「かわまちづくり計画」の作成、登録及び事業を実施しようとするときは、河川管理者及び市町村を含むかわまちづくりに関する協議会等を設置し、地域の合意を図らなければならない。
3. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2. 平成28年2月10日付国水環第109号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則2に基づき、平成21年4月1日付国河環第117号及び平成22年4月1日付国河環第126号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

<様式規定>

様式 1	申請書
様式 2	かわまちづくりの概要
様式 3	ソフト施策の個別施策計画書
様式 4	ハード施策の個別整備計画書
様式 5	維持管理計画書
様式 6	上申書（地方整備局長等）
参考 1	市町村内で既に実施されている河川に関する同種の事業
参考 2	関連する市町村の計画の概要

<様式 1 >

（番号）
令和〇年〇月〇日

（地方整備局長経由）
国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等（又は）
〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について（申請）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第 7 の規定に基づき、下記のかわまちづくり計画について申請いたします。

記

名 称：〇〇地区かわまちづくり計画
推進主体：市町村等（又は）〇〇地区かわまちづくり協議会 等

以上

<様式 1（変更）>

（番号）
令和〇年〇月〇日

（地方整備局長経由）
国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等（又は）
〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について（申請）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第 8 の規定に基づき、下記のかわまちづくり計画について申請いたします。

記

名 称：〇〇地区かわまちづくり計画（変更〇回）
推進主体：市町村等（又は）〇〇地区かわまちづくり協議会 等

以上

<様式2>

かわまちづくりの概要

1. 市町村の概要
 - ・ 都道府県名
 - ・ 市町村名
 - ・ 人口
 - ・ 面積 等
2. 河川の概要
 - ・ これまで実施済みの関連施策（河川名、箇所、実施年度、特色）
 - ・ 市民や民間事業者の河川利活用状況 等
3. かわまちづくりの方針
 - ・ 地域における課題、必要性
 - ・ 市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
 - ・ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間事業者の考え方
 - ・ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標 等
4. 推進体制・取組内容
 - ・ 協議会、運営組織等の体制
 - ・ 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容 等
5. 都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - ・ 都市・地域再生等利用区域の指定に向けた、公募や河川敷地の利用調整に関する会の取組等
 - ・ 都市・地域再生等利用区域の指定年月日

<様式3>

ソフト施策の個別施策計画書

1. 河川名
2. 施策の実施範囲
3. 施策概要

* 本計画における特例適用等のメニューを網羅的に記載

<様式4>

ハード施策の個別整備計画書

1. 河川名
2. 整備範囲
 - ・全体位置図
3. 整備内容
 - ・整備の概要（整備する施設、整備箇所ごとの平面図 1/2,000 程度、標準横断図など）
 - ・整備イメージ（パース絵等）

（整備メニューの例）

 - ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備
 - ・観光拠点と河川を結ぶ地域連携機能を持つための施設整備
 - ・観光や歴史的背景を活かした舟運のための整備
 - ・河川や観光拠点として活かすための案内機能・休憩施設の整備
 - ・地域振興の拠点となるドローンポートの整備
等
4. 整備の実現方策
 - ・関連事業の整備計画（対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ）
 - ・整備工程（工程計画：河川事業、関連事業等）（年度、事業費）
 - * 整備する事業者が分かるように記載
5. その他特筆すべき事項
 - ・地域、河川の特徴に応じて必要な事項
 - ・状況写真
等

<様式5>

維持管理計画書

1. 継続的な有効利用に関する計画
 - ・賑わいの継続に向けた取組
2. 維持管理計画
 - ・地域の関係者と河川管理者との役割分担

<様式6>

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

(番号)
令和〇年〇月〇日

地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について（上申）

かわまちづくり支援制度実施要綱第7の規定に基づき、〇〇市（区町村）から申請のあった下記のか
わまちづくり計画を登録されたく上申します。

記

名 称：〇〇地区かわまちづくり計画
推進主体：市町村等（又は）〇〇地区かわまちづくり協議会 等

以上

<様式7（変更）>

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

(番号)
令和〇年〇月〇日

地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について（上申）

かわまちづくり支援制度実施要綱第8の規定に基づき、〇〇市（区町村）から申請のあった下記のか
わまちづくり計画を登録されたく上申します。

記

名 称：〇〇地区かわまちづくり計画（変更〇回）
推進主体：市町村等（又は）〇〇地区かわまちづくり協議会 等

以上

<参考1>

市町村内で実施された同種の河川整備事業

1. 河川名
2. 整備範囲
3. 整備概要
 - ・事業名
 - ・整備年度
 - ・整備事業費
 - ・まちや地域の関係者との関わり
4. 利活用及び維持管理
 - ・利活用状況（地域の関係者との役割分担を含む）
 - ・維持管理状況（地域の関係者との役割分担を含む）
5. 特徴
 - ・市町村や地域における当該事業に関して行った工夫
6. その他
 - ・現況写真
 - ・関連事業の整備状況（対象河川沿線地域のまちづくり）

* 市町村内でこれまで実施済みの河川整備モデル事業があれば記載

* 子どもの水辺、水辺の楽校プロジェクトがあれば記載

<参考2>

関連するまちづくりに関する計画の概要

- 計画名
- 計画区域
- 計画概要
- 河川に関連する内容
- 進捗状況
- その他
 - ・ 位置図、写真

計画内容ごとに1枚ずつ作成

「かわまちづくり」計画の作成等に関する専用窓口

地区	窓 口 【①国管理の区間 ②都道府県等管理の区間】
北海道	北海道開発局 所在地：〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 ① 河川工事課 電 話：011-709-2311（代表） ② 地方整備課 電 話：011-709-2311（代表）
東北地方	東北地方整備局 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 ① 河川環境課 電 話：022-225-2171（代表） ② 地域河川課 電 話：022-225-2171（代表）
関東地方	関東地方整備局 所在地：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電 話：048-600-1336（直通） ② 地域河川課 電 話：048-600-1903（直通）
北陸地方	北陸地方整備局 所在地：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 ① 河川計画課 電 話：025-280-8958（直通） ② 地域河川課 電 話：025-370-6768（直通）
中部地方	中部地方整備局 所在地：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館 ① 河川環境課 電 話：052-953-8151（直通） ② 地域河川課 電 話：052-953-8257（直通）
近畿地方	近畿地方整備局 所在地：〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 ① 河川環境課 電 話：06-6942-0608（直通） ② 地域河川課 電 話：06-6942-4407（直通）
中国地方	中国地方整備局 所在地：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電 話：082-221-9231（代表） ② 地域河川課 電 話：082-221-9231（代表）
四国地方	四国地方整備局 所在地：〒760-8554 高松市 サンポート3番33号 ① 河川計画課 電 話：087-811-8317（直通） ② 地域河川課 電 話：087-811-8318（直通）
九州地方	九州地方整備局 所在地：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎 ① 河川環境課 電 話：092-476-3525（直通） ② 地域河川課 電 話：092-476-3524（直通）
沖 縄	沖縄総合事務局 所在地：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 ② 河川課 電 話：098-866-1911（直通）
全 国 (総括窓口)	かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」 水管理・国土保全局 河川環境課 河川環境教育係 所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電 話：03-5253-8447（直通） メールアドレス：hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp (セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います。)